

〇いちき串木野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例

平成18年3月31日条例第2号

いちき串木野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、本市の公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の公募)

第2条 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体等」という。）を公募するものとする。

- (1) 公の施設の概要
- (2) 申請の受付期間
- (3) 当該公の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する事項
- (4) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間（第6条において「指定期間」という。）
- (5) 申請の資格
- (6) 選定の基準
- (7) その他市長等が指定する事項

(指定管理者の指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体等（以下この条において「申請団体」という。）は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について市長等に申請しなければならない。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の管理の業務に関する事業計画書及び収支予算書
- (2) 申請団体の経営状況が分かる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長等が特に必要なものとして規則で定める書類

(指定管理者の指定)

第4条 市長等は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる選定の基準に照らし、最も適当と認める団体等を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

- (1) 前条第1号の事業計画書（以下「事業計画書」という。）による公の施設の運営が住民の

平等な利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画書の内容が当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

2 市長等は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定するときは、あらかじめ、いちき串木野市公の施設指定管理者選定審議会に諮問しなければならない。

3 市長等は、第1項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。

(公募によらない指定管理者の指定)

第5条 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、前3条の規定によらず、公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができると認められる本市が出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体（次項において「出資団体等」という。）を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定することができる。

(1) 第3条の規定による申請がなかったとき。

(2) 前条第1項各号のいずれにも該当するものがなかったとき。

(3) 公の施設の性格、規模、機能等により公募に適さないと認められるとき。

2 前項の規定により選定するときは、市長等は、あらかじめ第3条各号の事項について当該出資団体等と協議を行うものとし、前条第1項各号に照らし、総合的に判断するものとする。

3 前条第3項の規定は、第1項の規定による指定管理者の指定について準用する。

(協定の締結)

第6条 市長等は、第4条第1項又は前条第1項の規定により指定管理者の指定をしたときは、指定管理者と当該公の施設の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項に規定する協定で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 指定期間に関する事項

(2) 事業計画に関する事項

(3) 利用料金に関する事項

(4) 事業報告及び業務報告に関する事項

(5) 本市が支払うべき管理の業務に係る費用に関する事項

(6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

(7) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

(8) その他市長等が別に定める事項

(業務報告の聴取等)

第7条 市長等は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第8条 市長等は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じて市長等は、その賠償の責めを負わない。

(事業報告書の作成及び提出)

第9条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において前条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 使用料又は利用料金の収入の実績
- (3) 管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要なものとして市長等が定める事項

(原状回復義務)

第10条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第8条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった公の施設の当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長等の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第11条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の当該施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長等が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(審議会)

第12条 市長等の諮問に応じ、指定管理者の選定に関し審議するため、いちき串木野市公の施設指定管理者選定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、委員10人以内で組織する。
- 3 委員は、公平性及び中立性が確保され、優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱するほか、市の職員のうちから市長が任命する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。
(委任)

第13条 この条例に規定するもののほか必要な事項は、市長等が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(いちき串木野市個人情報保護条例の一部改正)
- 2 いちき串木野市個人情報保護条例（平成17年いちき串木野市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「場合」の次に「及び指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。次条及び第61条において同じ。）が公の施設の管理を行う場合において個人情報を扱うとき」を加える。

第7条中「関する業務」の次に「若しくは指定管理者が行う公の施設の管理に関する業務」を加える。

第61条中「受託業務」の次に「若しくは指定管理者が行う公の施設の管理に関する業務」を加える。

(いちき串木野市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)
- 3 いちき串木野市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年いちき串木野市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第29号を次のように改める。

29	公の施設指定管理者選定審議会委員	〃 4,600	
----	------------------	---------	--